

防府市自転車等駐車対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 防府市自転車等の放置の防止並びに自転車等駐車場設置及び管理条例施行規則（平成7年防府市規則第5号）第2条第1項に基づき、防府市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会における協議事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共の場所における自動車等放置禁止区域の指定等に関する事項
- (2) その他自転車等の駐車に関する事項

(構成員)

第3条 協議会の委員は、別表の委員をもって構成し、市長が依頼する。

(協議会)

第4条 協議会は、市長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の互選により座長を選出し、座長が主宰する。

(事務の処理)

第5条 協議会の事務は、防府市生活環境部くらし環境課で処理する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(別表)

防府市自転車等駐車対策協議会委員名簿

(順不同)

	役 職 名
各種団体関係者	佐波地域自治会連合会長
	松崎地域自治会連合会長
	華浦地域自治会連合会長
	防府市女性団体連絡協議会長
	防府交通安全協会長
	防府市コミュニティ推進連絡協議会長
	防府地区地域安全推進協議会長
	山口防府バイコロジー運動をすすめる会副会長
公共輸送関係者	防府自転車商組合長
	J R 西日本
関係行政機関	防府警察署長
	防府土木建築事務所長
	防府地区高等学校補導連絡協議会長
防府市職員	土木都市建設部長